

第24期説明書類

2023 年 4 月 1 日から

2024 年 3 月 31 日まで

2024年6月3日

商号又は名称

株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ

住所又は所在地

山口県周南市平和通一丁目
10番の2 西京銀行本店4階

氏名

代表取締役 石田 直樹

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

1 業務の状況

(1) 届出年月日

① 法第63条第 2 項又は第63条の 3 第 1 項の届出

2007年12月10日

② 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第 2 項、
第 4 項又は第 6 項の届出

該当なし

(2) 行っている業務の種類

適格機関投資家等特例業務（私募及び運用）、経営コンサルティング業、各種セミナーの運営及び運営受託、企業交流会の運営及び運営受託、情報誌の発行、その他付帯する一切の業務

(3) 当期の業務概要

- ・「投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンド」の管理運営を行った。新たな出資は発生しなかった。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役 員		使 用 人	計
		うち非常勤		
総 数	4名	3名	1名	5名

② 役員の状況

役 職 名	氏 名 又 は 名 称
代表取締役	石田 直樹

取締役	岡田 浩
取締役	末田 義明
監査役	奈村 幸一郎

- (5) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
本社	山口県周南市平和通一丁目10番の2 西京銀行本店 4 階 (登記上の住所：山口県周南市平和通 一丁目10番の2)	2名
計 店		計 2名

- (6) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監 査 の 内 容
太陽有限責任監査法人	投資事業有限責任組合との「投資事業有限責任組合契約に関する法律」第8条第2項の規定に基づき、すべてのファンドの2023年1月1日から2023年12月31日の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針、その他の注記及び業務報告書（会計に関する部分に限る）、附属明細書（会計に関する部分に限る））について監査を行い、上記の貸借対照表に計上されている投資が、組合契約で定められた評価基準に準拠して処理されており、また、上記の財務諸表等が、法律、会計規則及び組合契約に従い適正に作成されているものと認めた。

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載し、同条第9項に規定する適格機関投資家等特例業務のうち投資家の保護を図ることが特に必要なものとして令第17条の13の2に規定する業務を行う場合はその旨を、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（適格機関投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における役員ごとに表を作成して記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。）について記載する必要はない。

(5) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下(5)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(7) ファンドの状況

ファンドの状況

出資対象事業持分の名称	投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンド
-------------	-------------------------

出資対象事業の内容	地方の実情に合った多様性をキャッチし企業の育成や雇用の促進を通じて地域産業の活性化を図ることによる地域の活性化を目的とする。ミドルステージの企業を対象とし、(株)西京銀行と一体となり成長が見込める企業に対し投資を行う。LPである(株)西京銀行と連携を行いハンズオン支援の一環として多様な金融ソリューションを提案するとともに西京銀行グループのネットワークを活用し地方創生に寄与する。		
出資対象事業持分の種別	投資事業有限責任組合契約		
出資金払込口座の所在地	山口県周南市平和通 1-10-2		
資金の流れ	管理・運営者（GP）：(株)エス・ケイ・ベンチャーズ 拠点：山口県周南市平和通 1-10-2 出資者（LP）：(株)西京銀行 拠点：山口県周南市平和通 1-10-2		
存続期間	2014 年 11 月 1 日～存続中		
出資者の状況	出資者の区分		出資者数
	適格機関投資家		2 名
		うち個人	0 名
	適格機関投資家以外の者		0 名
		うち個人	0 名
	合 計		2 名
適格機関投資家の出資額及び出資割合	出資額		1, 300, 000, 000 円
	出資割合		100%
第 233 条の 3 各号に掲げる者を相手方とする場合	第 233 条の 3 各号に掲げる者の有無		無
	監 査 の 状況	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	
		監査の内容	

(注意事項)

- 1 法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の

名称」、「出資対象事業持分の種別」及び「出資者の状況」の欄を記載すれば足りる。

当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

- 2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。6において同じ。）の計算期間と適格機関投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 6 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 7 「適格機関投資家の出資額及び出資割合」の「出資割合」の欄には、総出資額に占める適格機関投資家の出資額の割合を記載すること。
- 8 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行った場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 9 「監査の内容」の欄には、外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。
- 10 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成することとする。

届出者が会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社以外の法人である場合には損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載す

ること。

届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を作成すること。ただし、最終事業年度に係る貸借対照表に出資金等として計上した額が5億円以上である組合等又は負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である組合等以外の組合等である場合には、損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が個人である場合には、貸借対照表、損益計算書の作成を要しない。